

国税通則改悪法が可決・成立

自主計算活動を強め 納税者の権利を守る運動を

札幌中部民商

国税通則法改悪案 **税務調査やりたい放題**

納税者の権利をかす

帳簿を見せろ、提示せよ。
提出した帳簿は税務署が保管。返却の規定もありません。

調査期間を3年から→5年に延長
今でも5年の調査が横行。これでは7年分の修正や更正処分が普通になりかねません。

全業者に記帳義務 →消費税率引き上げへ
狙いは消費税率引き上げの蓄積準備。簡易課税制度廃止、免税点の大幅引き下げにらんだもの。

その他

- 事前通知なしの無予告税務調査や、(お母さんや銀行などの)反面調査の合法化。
- 修正申告を勧奨・強要できる規定や税務署が印鑑も調査できる規定まで盛り込まれています。

国税通則法改悪案が、民主・自民・公明・たちあがれ日本の賛成多数で可決・成立しました(共産・みんな・市民は反対)。

班・支部で内容について学び、納税者の権利を守る運動を広げましょう。

班会・学習会に参加して学び合おう

今回の改正の中身は、左の表にまとめられています。改悪の柱は納税者の権利を奪い、税務署の権限を強化するものです。

特に「帳簿を提出しない場合は、罰則・罰金を課す」事や、「調査期間を5年に延長し、7年の調査も普通に行う」「すべての業者に記帳義務を課す」等不当なものばかりです。

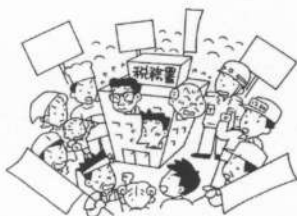
背景には、今回の改悪を消費税率の引き上げにつなげていくという政府の狙いがあります。5%の消費税率が10%に引き上げられたら多くの業者は商売を続けられません。

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

今までと、そしてこれからの自主記帳・自主計算活動がますます重要になります。日々の記帳や帳簿・領収証・請求書・伝票等の保管をしっかりとっておくことが必要です。

これから、確定申告に向けて各支部・班で学習会が開かれまは、学習会に参加せず、集団申告直前に申告書を作成した会員への税務調査が増えています。納税者の権利を守り、税務署に商売をつぶさないために一緒に学びましょう。

罰則規定付きの帳簿書類の提示・提出義務等についても「強制的行使はできない。あくまでも納税者の承諾の下で行う」(五十嵐財務副大臣)と答弁。岡本国税庁次長も「運用上、正当な理由なく拒否した場合に罰則の適用があり得るが、罰則をもって強制的に提示を要求することはしない。あくまで納税者の協力を得られるよう努めるといふ従来の運用は変更しない」と答えています。



今回の通則法改悪に対する衆議院財務金融委員会、日本共産党の佐々木衆議院議員が「税務運営方針は税務調査に対する税務職員の基本指針で問わないか」と確認したところ、安住財務相は「これをしっかりと守って、やっていく」と答弁しました。

「納税者との合意が前提！」 国会での大臣・国税庁の答弁

〜2012年・商売繁盛!〜
☆中部民商新年会☆

2012年来年こそ!の気持ちで不況を吹き飛ばしましょう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日時: 2012年1月22日(日)午後6時
場所: 札幌パークホテル
会費: 本人負担3,000円 (5,500円のところ)

※参加希望者は、最寄の役員または民商事務所まで連絡を
※多数の参加をお待ちしています

民商(事務所)の年末年始
12月30日(金)~1月4日(水)まで休みます
※29日(水)は事務所掃除の為業務は行いません
☆来年の商工新聞は1月16日付から発行になります。(年末・年始は合併号です)
◎休日時の緊急連絡先
富堂局長577-6802

○会費の納入について○
民商は会員の会費と商工新聞代のみで運営しています。
今月は年末でもありますので通常よりも早めの納入をお願いします。
会費を事務所に届けて頂けると助かります。ご協力をお願いします。

東日本大震災 募金振込先
北洋銀行東屯田支店 (普)0591021
札幌中部民主商工会 特別会計
会長 横江泰介

*震災発生から半年以上が経過していますが、復興・復旧にはまだまだ時間がかかります。皆様のご協力をお願いします。